

令和 8 年度
補装具事業者説明会



熊本県福祉総合相談所
TEL 096-381-4461
熊本市障がい者福祉相談所
TEL 096-362-6500

目次

1. 熊本市における判定事務等について	
1 - 1 来所相談	1
1 - 2 適合判定(整形外科)	2
1 - 3 製品検査	2
1 - 4 その他(取扱い事項)	3
※参考: 必要書類一式	5
2. 熊本県における判定事務等について	
2 - 1 来所相談	10
2 - 2 適合判定(整形外科)	11
2 - 3 製品検査	12
2 - 4 その他(取扱い事項)	13
※参考: 必要書類一式	15
3. 種目別の取扱いについて(熊本県・市共通)	
(1) 義肢(殻構造)・装具	20
(2) 義肢(骨格構造)	21
(3) 姿勢保持装置	25
(4) 車椅子	26
(5) 電動車椅子	30
(6) 補聴器	32
(7) 人工内耳	38
(8) 眼鏡	40
(9) 重度障害者用意思伝達装置	42
4. 借受け	47
5. 難病患者等における補装具取扱い	48
6. ホームページでのアクセス方法	
(1) 各種様式、補装具費意見書・処方箋等の入手方法	54
(2) 身体障害者福祉法15条指定医師の確認方法	55

1. 熊本市における判定事務等について（熊本市障がい者福祉相談所対応）

1-1 来所相談

〔1〕整形外科

- (1) 対象補装具種目：義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子など
- (2) 実施曜日：毎週金曜日（祝日を除く）
- (3) 受付時間：13:00～
- (4) 予約方法

①来所相談申込書（様式1、2）により申し込んでください。

様式1：義肢、装具（内容確認後、日程調整の連絡をします。予約希望日決定後、「整形外科来所相談予約表」（様式3）をご提出ください。）

様式2：車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置など

②予約期限：来所日の3日前まで

例) 金曜日に来所を希望される場合は、その週の火曜日までの予約となります。

(5) 注意事項

- 予約枠には限りがありますので、本人と打ち合わせのうえ、早めの予約をお願いします。
- 来所前に訪問等の調査が必要となる場合がありますのでご協力をお願いします。
- 骨格構造義肢（軽微な修理を除く）、電動車椅子（身体状況、環境、型式の変更がない再支給を除く）については必ず来所相談が必要になります。
- 予約は、必要書類が全て揃ってからの受付となります（様式1、2は原本持参）。
- 特例補装具等で来所が必要なものもあるため、不明な点は当所の補装具担当者までご連絡ください。

〔2〕耳鼻科

- (1) 対象補装具種目：補聴器
- (2) 実施曜日：毎月 第2水曜日（祝日を除く）
- (3) 受付時間：13:30～（完全予約制）
- (4) 予約方法

1週間前までに電話で予約を入れてください。

(5) 注意事項

予約枠に限りがありますので、本人と打ち合わせのうえ早めの予約をお願いします。

〔3〕その他

- 来所前に調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。
- 特例補装具等は、事前に調査や必要書類をお願いする場合があります。
- 来所相談中に、相談者の状況等についてのお尋ねや医師の指示により試聴のお願いをすることがありますので、担当の方も相談者とともに予約時間までには来所していただきますようお願いいたします。
- 来所相談後に区役所等への申請が必要です。

1-2 適合判定（整形外科）

- (1) 対象補装具種目：義肢、装具、姿勢保持装置
※車椅子等で姿勢保持装置を付加させたものは、姿勢保持装置部分の適合判定が必要になります。
- (2) 実施曜日：毎週金曜日（祝日を除く）
- (3) 受付時間：13:00～
- (4) 予約方法
 - ①予約表（様式3）によりメール等で申し込んでください。
※メールの件名は「【補装具連絡】+内容+（担当者名）」としてください
例【補装具連絡】来所相談申し込みについて（有馬・二子石宛て）
 - ②予約期限：来所日の3日前まで

1-3 製品検査

[1] 整形外科

- (1) 受付時間 8:45～12:00 13:30～17:00
前日までに予約をお願いします。担当者不在の場合や来所相談時には、対応が困難な場合があります。緊急時にはご相談ください。
- (2) 検査方法
様式4〔補装具費支給（購入・修理）製品検査者名簿〕を種目ごとに記入し、支給券、意見書・処方箋を添付のうえ、担当者に提出してください。
※義肢・装具の場合は、殻構造義肢、骨格構造義肢、装具など種目が異なる場合は、様式4〔補装具費支給（購入・修理）製品検査者名簿〕はそれぞれ分けて作成をお願いします。

[2] 聴覚障害（耳鼻科）・視覚障害

- (1) 受付時間 8:45～12:00 13:30～17:00
※来所相談の時間は避けてください。また、担当者が不在の場合がありますので、来所前に事前連絡をお願いします。
- (2) 検査方法
様式5〔補装具費支給（購入・修理）製品検査者名簿〕を記入し、製品、保証書、支給券を持参のうえ、担当者に提出してください。

[3] オンラインによる製品検査

レディメイド（既製品）の補装具については、来所での検査のほかスマートフォン等を利用したリモートでの検査も可能です。

- (1) 対象種目 レディメイド（既製品）の補装具全般
- (2) 検査の方法 Microsoft Teams（マイクロソフト チームズ）によるリモート検査方式

1-4 その他（取扱い事項）

（1）医療機関における補装具処方時の立ち会い

補装具処方時に立ち会いをされる際には、意見書・処方箋の記入漏れがないか確認をお願いします。

意見書部分の本人の身体状況（体重等）の記入漏れ、処方と見積書の不整合、処方年月日の記入漏れ等がないよう確認をお願いします。

特に耐用年数内の再支給については、破損や障がい状況の変化等の記入及び破損や不適合状況が分かる資料の提出が必要となります。

※耐用年数の起算日は「製品検査日」となります。

また、車椅子及び電動車椅子については、付属品の必要な理由、オーダーメイドの理由、リクライニングやティルト機構の必要性、リフトが必要な理由等をそれぞれ詳細にご記入ください。姿勢保持装置において車椅子の付属品が必要な場合も、理由をご記入ください。

（2）特例補装具の判定

身体障害者福祉法第15条の指定医の特例補装具費支給意見書（様式10：P19参照）が必要になります。

必要に応じて、調査や別途資料等の提出が必要になりますので、事前にご相談をお願いします。

（3）判定時の訪問調査

補装具費支給についての書類判定の際、書類だけでは判定が難しい場合など、情報の収集や確認を目的として必要に応じて訪問調査を実施することがありますのでご協力をお願いします。

また、補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個ですが、一部の補装具については、身体障がい者（児）の障がい状況、生活環境等を勘案し、真に必要性が認められた場合は2個目の支給を認めています。同種目の複数支給の場合も同様に必要に応じて訪問調査を実施しますのでご協力をお願いします。

（4）補装具費支給意見書・処方箋の持ち出し

相談所の判定後、処方医師の適合判定を必要とする補装具（義肢・装具・姿勢保持装置・車載用姿勢保持装置・起立保持具等）の処方箋は、各区役所から支給決定通知書と併せて送付されます（来所相談の場合は当所で保管）。

なお、車椅子等で処方箋訂正が必要となり外部に持ち出す場合は、持ち出し簿に記入し、当所職員の確認印をうけてください。

(5) 見積書

① 見積書の宛名について

障害者総合支援法による補装具費支給に係る見積書の宛先は「熊本市長」です。戦傷病者援護法によるものは「熊本県知事」です。

② 見積書作成上の注意点

見積書は必ず処方箋の内容を確認のうえ、処方箋に沿って作成を行ってください。また、金額等の誤りや計上漏れ等がないように十分確認をお願いします。

また、変更がある場合は、必ず医師の指示を受けてから行ってください。

※内容について、直接連絡する場合がありますので、担当者氏名を必ず見積書にご記載ください。

(6) 国や相談所からの通知やお知らせ等の関係書類

必要に応じて発送いたしますので、必ずご確認ください。また、内容については、それぞれ社内で周知をお願いします。

(7) 処方内容及び見積り変更の取扱

支給決定後の処方・見積り内容等の変更については、区役所および相談所へ以下の手続きが必要となりますのでご注意ください。

① 申請内容の変更があることを区役所、相談所へ連絡・相談

② 「決定通知書2通（申請者、事業者分）」「支給券」を相談所へ返戻

③ 申請内容が変更になる理由・経緯等について「理由書」を提出

④ 変更後の見積書を提出

※「補装具費支給意見書・処方箋」に訂正が必要な場合は、処方医師に依頼し加筆・修正のうえ再提出

⑤ 相談所にて再判定

⑥ 相談所から区役所へ新たな判定書を送付

⑦ 区役所にて決定（新たな「決定通知書」、「支給券」を送付）

※軽微な変更等でない場合は、申請の取下げ、再申請が必要になる場合があります。

(8) 修理申請

補装具の軽微な修理（交換）については、各区役所にて判定を行う場合があります。申請の際は、区役所担当者が対象補装具の修理の必要性が確認できるよう個別の写真添付や詳細な修理内容の記載を必ずお願いします。

※不明瞭な写真や説明文がない場合は、再提出を求める場合があります。

※修理（交換）内容によっては、意見書・処方箋が必要な場合があります。

※緊急な対応が必要な場合は、各区役所担当者へ事前に相談してください。

義肢・装具 来所相談申込書

様式 1

フリガナ		M T S H R	年 月 日 歳	
氏 名				
住 所			Tel	
職 業 (具 体 的 に)				
使用中の義肢・装具	名称：	交付日	年 月 日	
	型式：	事業者		
義肢・装具の支給・修理を希望する理由(名称・型式等も含めて具体的に)				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
使用中の義肢・装具の不適合及び不具合の状況				
箇 所	状 況 (詳 細 に)			
上記の理由により義肢・装具を必要としますので申し込みます。				
年 月 日				
申請者				

1 当書面及び添付書類(概算見積書、カタログ(写)、骨格構造義肢申請理由書等)を熊本市障がい者福祉相談所に提出してください。

2 内容確認後、製作希望事業者に来所日調整の連絡をします。

熊本市障がい者福祉相談所

車椅子・電動車椅子・姿勢保持装置 来所相談申込書

フリガナ				生 年	M T	年	月	日 (歳)
氏 名				月 日	S H R			
住 所								
希望補装具名 (種目・名称)	※モジュラー式、レディメイド式の場合はカタログを添付すること							
1 希望車椅子付属品の名称と必要な理由								
名 称			必要な理由 (詳細に記載すること)					
2 希望補装具が必要な理由、作り替えが必要な理由 (修理が不可能な理由含めて)、修理が必要な理由 等								
特例補装具 有・無	特例補装具名							
	必要な理由 ※別紙で詳細資料等の提出を お願いする場合があります。							
上記の理由により 車椅子・電動車椅子・姿勢保持装置及びその付属品を必要としますので申し込みます。								
年 月 日			申請者 _____					
事業者		担当者		来所希望日		年	月	日 ()

※ 相談所からの来所予定日の変更もありますので、申請者等にご説明ください。
 ※ 来所時及び処方後の訂正は原則として認めませんので、事前に関係者と検討の上提出してください。

熊本市障がい者福祉相談所

整形外来(肢体不自由)来所相談予約表(義肢・装具)(姿勢保持装置(適合判定))

[送信先] shougaisoudan@city.kumamoto.lg.jp

(電話番号 096-362-6500)

※メールの件名は「[補装具連絡]+内容+(相談所担当者名)」としてください。

※ の色の欄に入力してください。

◎希望日 令和 年 月 日 ()

業者名 () 担当者名 () 連絡先 (- -)

1	フリガナ						生年 月日			年		月		日
	氏名								歳					
住 所														
		電話番号			-		-							
職 業														
補装具名							相談 内容							
区 分		再支給→前回製品検査日			年			月頃	その他の 内容					
備 考														

2	フリガナ						生年 月日			年		月		日
	氏名								歳					
住 所														
		電話番号			-		-							
職 業														
補装具名							相談 内容							
区 分		再支給→前回製品検査日			年			月頃	その他の 内容					
備 考														

3	フリガナ						生年 月日			年		月		日
	氏名								歳					
住 所														
		電話番号			-		-							
職 業														
補装具名							相談 内容							
区 分		再支給→前回製品検査日			年			月頃	その他の 内容					
備 考														

★適合判定の方も申し込みをお願いします。
★問い合わせがある場合は、お電話ください。

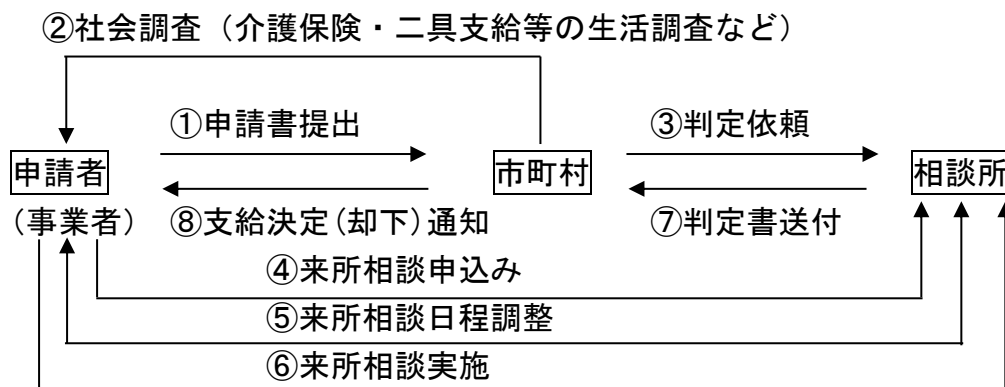
熊本市障がい者福祉相談所

2. 熊本県における判定事務等について（熊本県福祉総合相談所対応）

2-1 来所相談

※県分の説明文中、「市町村」の市は熊本市以外を指します。

補装具費支給における身体障害者更生相談所（県）の直接判定を目的とした来所相談の事務手続き（※全補装具共通）



- ① 市町村に補装具費支給申請
- ② 必要に応じ市町村が申請者の社会調査等実施
- ③ 社会調査結果等を添付し相談所へ判定依頼
- ④ 補装具事業者が来所相談申込書等を相談所に提出（様式6または7）
- ⑤ 市町村より判定依頼後、相談所が来所日程調整
- ⑥ 申請者と補装具事業者が来所し受診後に補装具処方
- ⑦ 判定後、判定書を市町村に送付
- ⑧ 市町村より申請者に支給決定（却下）通知書送付

〔1〕 肢体不自由（整形外科）

- (1) 対象補装具種目：義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子など
- (2) 実施曜日：毎週火曜日、金曜日（祝日を除く）
- (3) 受付時間：12:00～13:00（予約制）

(4) 予約方法

- ・義肢、装具、姿勢保持装置（適合判定）の場合は、電話で予約状況を確認後に来所相談予約表（様式8）をメールにて送付してください。
- ・車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置（処方時）の場合は、来所相談申込書に来所希望日の記載欄あり（様式7）※事前の予約状況確認をお勧めします。
なお、上記以外（歩行器など）の補装具については、事前にご相談ください。
- ・予約期限：希望日の3日前（土日祝祭日を除く）の17:00まで

(5) 注意事項

- ・予約枠に限りがありますので、申請者又は関係者の方々と打ち合わせのうえ、早めの予約をお願いします。なお、予約状況等により、日程変更をお願いする場合がありますので御了承ください。

- ・骨格構造義肢（軽微な修理等を除く）及び電動車椅子（型式の変更がない再支給を除く）については、来所相談での対応となります。
- ・特例補装具等に該当する場合は、来所が必要となることもありますので、不明な点は県の補装具担当者までお尋ねください。

〔2〕聴覚障害（耳鼻科）

- （1）対象補装具種目：補聴器など
- （2）実施曜日：毎週金曜日（祝日を除く）
毎週水曜日は、幼児聴力検査と診察のみ実施。
- （3）受付時間：13:00～（予約制）
- （4）予約方法
 - ・事前に電話、メールまたは来所により予約してください。
- （5）注意事項
 - ・予約枠に限りがありますので、本人と打ち合わせのうえ、早めの予約をお願いします。

〔3〕視覚障害（眼科）

来所相談の希望があった場合は、事前にご相談ください。

〔4〕その他

- ・来所前に調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。
- ・特例補装具等は、事前調査や追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・来所相談中に、相談者の状況等についてお尋ねをすることがありますので、相談者とともに予約時間までには来所してください。

2-2 適合判定（整形外科）

- （1）対象補装具種目：義肢、装具、姿勢保持装置
※車椅子及び電動車椅子に姿勢保持装置の機能を付加させた補装具も、適合判定が必要な場合があります。
- （2）実施曜日：毎週火曜日、金曜日（祝日を除く）
- （3）受付時間：12:00～13:00（予約制）
- （4）予約方法
 - ・電話で予約状況を確認後に予約表（様式8）をメールで提出してください。
 - ・予約期限：希望日の3日前（土日祝祭日を除く）の17:00まで
- （5）注意事項
 - ・予約枠に限りがありますので、申請者又は関係者の方々と打ち合わせのうえ、早めの予約をお願いします。なお、予約表を提出いただいても、予約状況等により変更をお願いすることがあります。

2-3 製品検査

〔1〕 肢体不自由（整形外科）

（1）日時

- ・必ず前日までに電話で予約を取ってください。また、申請者の状況に応じて緊急を要する場合は、当日の連絡でも対応可能な場合もあります。なお、開庁時間中は実施しますが、外来の時間や担当者が不在時は希望時間の対応が困難な場合もあるためご注意ください。

（2）検査方法

- ①補装具費支給（購入・修理）製品検査名簿（様式9：P18参照）を記入し、
 - ②支給券、③意見書・処方箋、④製品等を持参してください。
- ※修理で意見書・処方箋がない場合は、申請書（写）を代用することがあります。
※複数の補装具の検査をまとめて実施する際は、種目別に補装具費支給（購入・修理）製品検査名簿を用意してください。
※判定事務担当の山口及び本田が対応します。
※相談所で判定を行った補装具については、全て相談所で製品検査を行います。
なお、実施機関が不明な場合は事前に確認をお願いします。

〔2〕 聴覚障害（耳鼻科）、視覚障害（眼科）

（1）日時

- ・毎日実施しますが、外来（来所）相談の時間はご遠慮ください。
担当者が不在の場合もありますので、事前連絡をお願いします。
対応が難しい場合は日程・時間変更をお願いすることがあります。

（2）検査方法

- ①補装具費支給（購入・修理）製品検査名簿（様式9）を記入し、②支給券、
 - ③製品、④保証書（眼鏡の場合は納品書）を持参してください。
- ※製品検査名簿の余白に補聴器の機種名と製品番号をご記入ください。
※判定後に差額による機種変更を希望する場合は、製品検査時に「差額自己負担による機種変更説明書」及び差額分のカタログ・性能表が必要です。

2-4 その他（取扱い事項）

（1）医療機関における補装具処方時の立ち会い

- ・補装具処方時に立ち会いをされる際は、意見書・処方箋の記入漏れがないか確認をお願いします。
- ・処方内容と見積書の不一致や本人の身体状況（体重等）及び処方年月日の記入漏れが見受けられますので注意してください。
- ・耐用年数内の再支給については、障がい状況の変化等の記入及び破損や不適合状況が分かる写真の提出が必須となります。

※耐用年数の起算日は「製品検査日」となります。

- ・車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置については、付属品の必要な理由、オーダーメイドの理由、リフト及びリクライニングやティルト機構の必要な理由等を個別具体的に記入する必要があります。

（2）特例補装具の判定

- ・身体障害者福祉法第15条の指定医の特例補装具費支給意見書（様式10：P19参照）が必要になります。
- ・必要に応じて、調査や資料等の提出が必要になりますので、事前にご相談ください。

（3）補装具費支給意見書・処方箋の持ち出し

- ・相談所の判定後、処方医師の適合判定を必要とする補装具（義肢・装具・姿勢保持装置・車載用姿勢保持装置・起立保持具等）の処方箋は、市区町村から支給決定通知書と併せて送付されます（来所相談の場合は相談所で保管）。なお、車椅子等で処方箋の訂正が必要な場合は、相談所の担当に訂正理由を説明し、持ち出しの了承を得てください。

（4）見積書

①見積書の宛名について

障害者総合支援法による補装具の支給に係る見積書の宛先は、実施市町村の指示に従ってください。戦傷病者援護法によるものは「熊本県知事」です。

②見積書作成上の注意点

補装具費の判定に際し、見積書の差し替え（修正）を必要とする場合が見受けられ、事務処理に支障を来すことがあります。見積書作成時は処方箋の内容を十分確認のうえ、金額等の誤りや計上漏れ等がないよう作成をお願いします。また、担当者名を必ず見積書にご記載ください。

（5）国や県、相談所からの通知やお知らせ等の関係書類

- ・必要に応じて発送いたしますので、必ずご確認ください。また、内容については、それぞれ社内で周知をお願いします。

(6) 処方内容及び見積り変更の取扱い

・判定後や市町村からの支給決定通知後に、処方箋や見積り内容に変更が生じた場合は、製作（修理）を行う前に以下の手順での再判定が必要となる場合があります。（丸で囲んだ数字は、補装具事業者が対応）

- ① 市町村及び相談所へ連絡し、変更が必要な理由や内容の説明を行い事前に各担当者の了承を得る
 - ② 支給券が発行されている場合は、市町村へ返戻
 - ③ 再判定が必要な理由書（様式自由、事業者押印）、補装具費支給意見書・処方箋の加筆・修正（医師押印）を行い相談所へ提出
 - ④ 修正した見積り書（市町村：原本、相談所：写し）を提出
 - 5 相談所で再判定を行い、判定書を市町村へ送付
 - 6 判定書に基づき市町村が支給決定を行い、支給券を再発行
 - ⑦ 支給券送付後に製作（修理）を開始
- ※以降は通常の手続きと同様

(7) 修理申請

- ・補装具の軽微な修理（交換）については、各市町村にて判断を行う場合があります。申請の際は、市町村担当者が対象補装具の修理の必要性が確認できるよう個別の写真添付や詳細な修理内容の記載を必ずお願いします。
- ・不明瞭な写真や説明文がない場合は、再提出を求める場合があります。
- ・修理（交換）内容によっては、意見書・処方箋が必要な場合があります。
- ・緊急な対応が必要な場合は、市町村担当者へ事前に相談してください。

(8) オンライン判定について

令和6年度より身体状況の問題や介助者がおらず遠隔地に居住している等の理由から来所が困難と判断された方に対して、オンラインシステムを利用した処方を実施します。なお、対応できないこともありますので、当所へ相談のないまま関係者等に説明されることのないよう必ず事前に御相談ください。

- ①対象補装具：来所が必要な電動車椅子、骨格構造義肢 等
原則、再支給申請が対象（高額となる場合等は対象外）
- ②実施日時：整形外科外来診察日（祝日を除く毎週火・金曜日 12時～）
必要に応じて年間5～6回程度の実施予定
- ③実施場所：熊本県福祉総合相談所 1階 整形外科予診室
申請者等（事業者含む）は市町村役場の会議室 等
※通信トラブル等を考慮し申請者の自宅等では実施不可
- ④その他：処方は医師の判断で行われるため、事前の相談なく申請者の方にオンライン判定を勧めないようお願いします。また、通信トラブル等により実施困難と判断した場合は、診察を中断し、後日来所相談となりますので関係者の方には事前に十分な説明と理解を得てください。

義肢装具 来所相談申込書

様式 6

氏名		生年月日	M T S H R	年 月 日	歳
住所					
職業(具体的に)		電話番号			
手帳情報	番号	第	号	等級	級
障害名					
使用中の 義肢・装具	名称:		交付日	年 月 日	
	型式:		事業者		
義肢装具の支給(購入・修理・借受け)を希望する理由(名称・型式等も含めて具体的に)					
使用中の義肢装具の不適合及び不具合の状況					
箇所	詳細な状況				
上記の理由により義肢装具を必要としますので申込みます。					
年 月 日 申請者()					
援護の実施者確認欄			概算額 (円)		
市町村() 担当者()					
希望事業者() 担当者()					

1. 必要事項を記入のうえ、事前に市町村担当者に申請の内容と概算額を説明してください。
2. 当書面及び添付書類(骨格構造義肢申請理由書、概算見積書、カタログ等)を熊本県福祉総合相談所に提出してください。
3. 内容確認後、希望事業者に来所日調整の連絡をします。

以下、相談所使用欄のため記載不要

相談所受付日:	年	月	日	※来所日調整依頼日:	年	月	日
障がい相談班長	主査		課員				

熊本県福祉総合相談所

車椅子・電動車椅子・姿勢保持装置 来所相談申込書

フリガナ			生 年 月 日	M T S H R	年 月 日 (歳)
氏 名					
住 所					
希望補装具名 (種目・名称)	※モジュラー式、レディメイド式の場合はカタログ添付				
1. 希望補装具付属部品等の必要な理由					
名 称		必要な理由 (詳細に記載すること。)			
2. 希望補装具が必要な理由、作り替えが必要な理由(修理が不可能な理由含む)、修理が必要な理由 等					
特例補装具 有・無	特例補装具名				
	必要な理由				
上記の理由により車椅子・電動車椅子・座位保持装置及びその付属品を必要としますので申し込みます。					
年 月 日 申請者 ()					
事業者		担当者		来所希望日	年 月 日

※来所相談は予約制のため、希望日の3日前(土日祝祭日を除く。)の17:00までに本書を提出してください。

なお、相談所からの来所予定日の変更もありますので、申請者等にご説明ください。

※来所時及び処方後の訂正は原則として認めませんので、事前に関係者と検討の上提出してください。

以下、相談所使用欄のため記載不要

相談所受付日： 年 月 日 ※来所決定日： 年 月 日
障がい相談班長 主査 課員

(送信先) kenhosougu@pref.kumamoto.lg.jp 熊本県福祉総合相談所 障がい相談課 行

整形外科(肢体不自由)来所相談予約表(義肢、装具、座位保持装置等)

来所希望日 年 月 日 (曜日)

事業者名 () 担当者名 ()

1	氏名		生年月日		年		月		日
	市町村名		相談内容						
	補装具名		<input type="checkbox"/> 新規支給 <input type="checkbox"/> 再支給 <input type="checkbox"/> 修理						

2	氏名		生年月日		年		月		日
	市町村名		相談内容						
	補装具名		<input type="checkbox"/> 新規支給 <input type="checkbox"/> 再支給 <input type="checkbox"/> 修理						

★来所相談は予約制です。事前に電話で予約状況を確認のうえ、希望日の3日前(土日祝祭日を除く。)の17時までに本予約表を提出ください。

★予約状況等により希望日の変更をお願いすることがありますので、早めの予約をお願いします。

★お問い合わせの際は、右記連絡先へご連絡ください。(熊本県福祉総合相談所 障がい相談課 096-381-4461)

補装具費支給（購入・修理）製品検査名簿

検査担当者

年 月 日

事業者名

支給券 番 号	支給券発行 年 月 日	氏 名	住 所	購入 修理	補装具名	金 額

熊本県福祉総合相談所

入力日	入力者
/	

特例補装具費支給意見書

5

氏名	生年 月日	M T S H R	年	月	日	歳
1. 特例補装具名						
2. 処方内容について記載してください (特例となる構造、付属品等がわかるように具体的に記載してください)						
3. 特例補装具(付属品)が必要な理由について具体的に記載してください (基準の補装具では適応できない理由(前回の補装具状況も含む)について具体的に記載してください)						
4. その他						
上記のとおり意見する。			所在地			
年 月 日			医療機関名			
			診療科名			
(自署又は記名押印)			医師氏名			

3. 種目別の取扱いについて（熊本県・市共通）

（1）義肢（殻構造）・装具

告示改正に伴う取扱い変更もございますので事前確認をお願いします。

- ① 装具装着に際し市販品の靴の加工が必要な場合は、加工に要した費用を算定できること。ただし、市販品の靴は自費で購入すること。基準に該当する項目がない場合は個別にご相談ください。
- ② 短下肢装具（靴型装具付き）において、短下肢装具の基本価格を採型で算定した場合、靴型装具の基本価格は加算できません。なお、健足の基本価格は、採寸です。
- ③ 靴型装具で特殊靴が処方された場合、足部の変形等の状況がわかる写真を必ず添付してください。（製品検査時には、足部のモデルが必要です）
- ④ 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動継手として取り扱います。例）完成用部品 足継手 ベッカー775 等を使用する場合
- ⑤ 靴型装具の構成要素には、足部を適合させるためのインソールも含むことから、足底装具を加算することはできません。
- ⑥ 装具（レディメイド）については、基本価格(2,500円)に本体価格を合算した価格を上限額とします（6%の加算不可）。承認されていない製品は対象外となりますが、必要に応じて個別にご相談ください。
- ⑦ ライナー交換（修理）は、相談所で判定を行います。市区町村に申請する際に、交換を必要とするライナーの破損状態等が確認できる写真を添付してください。他の修理部分に関しても写真の添付が必要です。
- ⑧ 軽微な修理であれば市区町村が判定を行いますが、ケースによっては相談所へ判定依頼を行うことがあります。その際の製品検査は相談所が行うため、支給決定通知書等にその旨記載するよう市区町村へ願っています。製品検査の実施機関が不明な場合は、市区町村へ確認してください。
- ⑨ 修理後早期に再支給申請を行うケースが見受けられますので、申請前に継続使用が今後も可能か十分な検討を行ったうえで、修理又は再支給申請かの判断をしてください。
- ⑩ 補装具支給後の取扱いについては、以下のとおりです。

補装具引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後 9か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。
ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(11)に基づく修理のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヶ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。（令和8年3月30日障発0323第31号こ支障第71号『補装具費支給事務取扱指針』より）

(2) 義肢（骨格構造）

〔1〕 相談申込必要書類について

(1) 義肢・装具来所相談申込書（市：様式1、県：様式6）

(2) 見積書

※耐用年数内で再支給を希望する場合は、修理を行った場合の見積書も一緒に提出していただく場合があります。

(3) 完成用部品のカatalog等（機能の説明が記載されているもの）

①膝継手

②足継手及び足部

③ライナー

④その他（他のユーザーが使用しないような部品等）

※コピー可

(4) 骨格構造義足申請理由書（様式11：P23参照）

※令和7年度様式変更

・日常生活動作、社会活動等において、希望する部品の機能が必要な理由を記載してください。（医師が内容確認されるため空欄が無いように記載してください）

(5) 写真

・希望部品の試用状況がわかるもの（希望部品と他の部品を用いて試歩行等を実施している場面の写真を添付）
・使用中の補装具の状態がわかるもの
・耐用年数内での再支給申請や修理（交換）の場合は、その原因や破損及び不適合状態を注記したもの

〔2〕 上記の書類の添付が必要な理由

(1) 処方の際に医師へ情報提供を行うため

(2) 本人の日常生活動作等に完成用部品の機能が寄与するか見極めるため

(3) 義肢として希望部品等が構築可能かを確認するため

(4) 再支給及び修理（交換）の必要性を確認するため

〔3〕 相談申込から来所までの流れ

①骨格構造義肢の申請相談〔申請者→補装具事業者〕

- ・申請者と補装具事業者は相談申し込みにあたり、十分な話し合いと希望部品の試用を行ってください。

②市町村へ骨格構造義肢の相談内容（種目、概算等）を報告（熊本市以外）

〔申請者・補装具事業者→市町村〕

※併せて市町村窓口で申請手続きを行ってください。

③義肢・装具来所相談申込書、添付書類等の提出〔補装具事業者→相談所〕

※熊本市以外の市町村の場合は、判定依頼書が送付された後に相談所から必要書類を提出するよう連絡します。

④骨格構造義肢相談内容の検討、審査〔相談所内〕

⑤来所（外来）相談日の調整〔相談所→補装具事業者〕

- ・相談所にて上記④での審査後、補装具事業者に日程調整の連絡をします。連絡後に来所日の調整を本人又は関係者で行ってください。

⑥来所（外来）相談日の決定〔補装具事業者→相談所〕

- ・来所日の調整ができたなら整形外来（肢体不自由）来所相談予約表（市：様式3、県：様式8）を各相談所へ提出してください。

※予約状況によっては、希望日の変更をお願いする場合があります。

⑦来所

- ・来所時は必ず身体障害者手帳を持参するよう説明してください。
- ・補装具事業者の担当者も来所してください。

骨格構造義足 申請理由書

提出日：令和8年〇月△日

(事業者名：〇〇製作所 担当名：□□)

1. 申請者の状況について

ふりがな	クマト タロウ	(70 歳)	市町村名	(〇△市)(区)
氏名	熊本 太郎			
職業	無職	切断部位	右下腿部	
活動度	<input type="checkbox"/> 低活動(屋内中心)、 <input checked="" type="checkbox"/> 中活動(1.屋外ゆっくり歩行 2.屋外早歩き可)、 <input type="checkbox"/> 高活動			
身長	175cm	体重	70kg	

2. 義足の名称・型式について

申請義足	名称：(右)下腿義足 型式：PTB式
※使用中の義足の型式から変更する場合は、現在の型式及び理由を記載	
現在の型式：	変更理由：

3. 継手等の部品について(※カタログ及び試用中の写真添付)

(1) 膝継手

	部品名	使用部品の状況・希望部品の選択理由・試用結果の記載
使用部品		
希望部品		
試用部品		

(2) 足部(足継手)

	部品名	使用部品の状況・希望部品の選択理由・試用結果の記載
使用部品	SACH足部 1D35	劣化のため歩行時に異音がある
希望部品	SACH足部 1C30	軽量で使用感も良好だったため
試用部品	SACH足部 1C30	使用中の足部より軽量で歩容改善がみられた

(3) ライナー

	部品名	使用部品の状況・希望部品の選択理由・試用結果の記載
使用部品	ピンアタッチメントあり 6Y75	破損有り
希望部品	ピンアタッチメントあり 6Y75	長年装用し慣れているため同製品を希望
試用部品		

(4) その他(上記以外で義足の性能に大きく影響する部品) ※股義足の場合は、股継手等の記載

部品名	必要理由

(3) 姿勢保持装置

〔1〕支給対象

体幹および四肢の機能障害により座位を保持する能力に障がいがある児と者
身体障害者手帳の目安：肢体不自由（体幹機能障害・両上下肢機能障害）
※下肢機能障害のみの場合は、車椅子を事前に検討してください。

〔2〕留意事項

①車椅子及び電動車椅子機能を付加する場合

姿勢保持装置に車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、車椅子及び電動車椅子と同等の移動用補装具として取扱い、車椅子又は電動車椅子と姿勢保持装置を1台ずつ所持しているとみなされます。算定の際は、車椅子及び電動車椅子に定める価格を上限価格とします。ただし、姿勢保持装置として製作する部分と重複することになる部分については、修理基準に定める各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除してください。

また、リクライニング、ティルト、ティルト・リクライニングに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側の機構の製作要素加算は行わないでください。

②構造フレームに完成用部品を使用する場合

完成用部品に収載された構造フレームにおいて「大車輪あり」は車椅子と同等の移動機能を有する部品として取扱います。なお、「小車輪のみ」については、その構造から同等機能は有していないものとします。

高額な完成用部品を必要とする場合は、事前にデモ機での試用を行い、所持している姿勢保持装置等では対応困難な理由を明確にしてください。

③適合判定

処方医師（処方箋を作成した身体障害者福祉法第15条指定医）による適合判定を実施してください。なお、県・市ともに相談所の来所相談で処方したものは相談所で適合判定を実施します。

④製品検査

県・市ともに相談所で要否判定を行ったものについては、各相談所で製品検査を実施します。必ず製品と製品検査用の名簿、支給券、処方箋等を持参して製品検査を受けてください。

なお、市区町村で要否判定を行ったものについては、各市区町村で製品検査を受けてください。

⑤支給個数

原則、1種目1個の支給です。職業又は教育上特に必要と認めた場合は2個とする場合もあります。なお、構造フレームが車椅子や完成用部品（大車輪あり）の場合は、車椅子と同等機能を有するとみなされ2個目に該当する場合があります。



(4) 車椅子

〔1〕 支給対象

- ① 下肢障害又は体幹障害で1～2級に該当し、他の補装具（義肢・装具・杖等）では全く歩行できないか、又は著しく困難な者であること。
※重複障害の場合、総合等級ではなく下肢又は体幹の等級で判断します。
- ② 下肢障害又は体幹障害で3級に該当し、他の補装具だけでは著しく歩行困難な者で、医師が特に必要と認めるもの。
- ③ 重度の内部障害（心臓機能障害1級または呼吸器障害1級）かつ下肢不自由、体幹不自由または移動障害の手帳保持者で、日常生活上医師が特に必要と認める者。
なお、下肢不自由、体幹不自由または移動障害の等級取扱いについては下記のとおりとする。
 - ア 下肢不自由、体幹不自由または移動障害の1・2級等級所持者。
 - イ 下肢不自由、体幹不自由または移動障害の3級所持者で、歩行状態等個々の障害に鑑み、医師が特に必要と認める者。
 - ウ 上記ア、イ以外の等級で、車椅子の処方箋及び意見書（15条指定医が記載したもの）により、医師及び更生相談所が特に必要と認める者。

※重度の内部障害（心臓機能障害1級または呼吸器障害1級）のみで手帳を取得された方で、車椅子が必要な場合には個別にご相談ください。

※手帳の障害名と「等級早見表」により下肢の障害等級を確認してください。

下肢障害のみで等級が4級以下の方が車椅子を希望する場合は、手帳の等級変更手続き等を検討するよう説明してください。

また、下肢の等級が不明なものに関しては車椅子の再支給の場合であっても、先に手帳の見直しをお願いする場合があります。

※上記の等級に該当しない場合でも、本人の障がい状況、生活環境等によっては支給の対象となることもあります。

〔2〕 支給にあたっての留意事項

- ① 車椅子処方の際は、必ず事前にレディメイド式、モジュラー式の試乗、検討をお願いします。多機能な製品もありますので、前回オーダーメイドで製作している場合でも、身体状況等の変化に伴いレディメイド式、モジュラー式で対応できる場合もあります。オーダーでの製作が必要な場合には、意見書・処方箋の「オーダーメイドの場合及び基本構造が後方大車輪（標準）以外の場合は理由を記載」の欄に試乗結果等の記載が必要となります。
- ② 意見書・処方箋の「操作能力」が室内外ともに「介助」の場合は、自走用でなく介助用が対象となります。なお、小児で現在は介助が必要であるが、今後の自立を考慮して自走用を選択する場合は、理由の追記をお願いします。
- ③ 補装具費支給事務取扱指針及び要領により、車椅子の機構や構造部品・付属品について対象者が限定される場合があります。

(機構加算の対象者例)

名称	対象者（補装具費支給事務取扱指針より）
リフト機構	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認められる者 ・就労又は就学のために真に必要と認められる者
リクライニング機構	<ul style="list-style-type: none"> ・随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 ・運動制限が著明で座位を長時間保持できない者
ティルト機構	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者
ティルト・リクライニング機構	<ul style="list-style-type: none"> ・リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では座位保持等の目的が果たせない者

(構造部品加算・付属品の対象者例)

部品名	対象者（補装具費支給事務取扱要領より）
バックサポート高さ調整	体幹の筋力低下や脊柱変形等などによって発生する症状に合わせて背当ての高さを調整する必要がある者
レッグサポート 挙上・開閉着脱式	膝関節に屈曲制限があり、移乗動作時にレッグサポートの取外しが必要な者
フットサポート 前後・角度・左右調整	足関節の可動域制限があり、下肢装具をつけたまま車椅子に乗車する者等
駆動輪・主輪 キャンバー角度変更	ハンドリムを肩幅に近づけて、操作性ならびに走行性を向上させる必要性がある者
ハンドリム ステンレス・アルミ	金属製の強度が必要な者
フットサポート ヒールループ	フットサポートから足部が後方に脱落する危険性がある者
リフレクタ	夜間に屋外などで使用する場合に交通事故を予防する必要がある者（バギー形を除く。）

④ 再支給申請の際は、現状（破損状況や介護保険該当状況等）を確認しないまま耐用年数到来に伴う機械的な申請をされないようご注意ください。また、来所相談申込書は必要事項について空白のないよう記入をお願いします。

⑤ 申請者が入院・入所（障害者支援施設以外）中の場合は、概ね3か月以内に退院・退所の見込みがあるかの確認をお願いします。

※入院中は原則として支給できません。概ね3か月以内に退院の見込みのある方は申請が可能ですので、医療機関へ確認してください。

※頸髄損傷・筋ジストロフィー症等の障がい者については、入院中であっても支給可能な場合があります。

- ⑥ 施設入所中の方に対する取扱いは、介護保険適用除外施設である障害者支援施設（生活介護）については、支給可能ですが介護老人保健・福祉施設等入所者（機能訓練入所）については、原則、介護保険での対応が優先となります。介護保険での対応が困難な場合は、必要に応じて市区町村と検討を行います。
- ⑦ 介護保険対象者（第1号被保険者、第2号被保険者）は、まず介護保険による貸与を検討してください（介護保険認定を受けていない場合は、事前の認定が必要）。介護保険での貸与が障がい状況等により困難な場合、判定時に以下の書類が必要です。
- ・熊本市以外の市町村：介護保険に係る調査書（市町村作成）
 - ・熊本市：ケアマネージャーの意見書（ケアマネージャーから意見書を作成してもらうことが困難な場合はご相談ください）
- ⑧ 基準によることができない構造や付属品等の支給を希望する場合は、特例補装具での取扱いとなります。申請の際には、身体障害者福祉法第15条指定医作成の特例補装具費支給意見書（様式11：特例補装具の構造及び当該付属品の必要理由が詳細に記載されたもの）の提出が必要です。※一部特例に該当する場合は原則不要。
- ⑨ 屋内用・屋外用として2具目の支給は出来ません。学校用や職場用として必要性がある場合は、支給の検討を行います。
- ⑩ 様々な機能や付属品が最初から装備されているモジュラー式やレディメイド式の製品が販売されていますが、このような製品を申請する場合は、オーダーフォームと定価が記載されているカタログを添付してください。また、算定等の考え方は日本車椅子シーティング協会のホームページにも掲載されていますので参考にしてください。
- ⑪ モジュラー式やレディメイド式の場合は、（ア）告示により算出した額、（イ）現に要した費用の額、（ウ）製品カタログ及びHPに記載された価格により算出した額のうち、最も低い額が基準額となります。価格を比較する際には参考見積書が必要となりますのでご協力をお願いします。（次ページ参照）
- ⑫ 判定時に意見書・処方箋の記入漏れが見受けられますので、申請前に気付いた場合は、処方をされた医療機関に追記等の相談をご検討ください。

〔3〕 見積書について

- ① 補装具費支給意見書・処方箋の記載内容に基づいて見積りをしてください。
- ② 車椅子の機構・構造部品・付属品は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に掲載してあるとおりの内容で、正確に記入してください。
- ③ 見積書のあて名について
- 熊本市・・・・・・・・・・熊本市長
 - 熊本市以外の市・・・・・・・・市長又は福祉事務所長
 - 町村・・・・・・・・・・町長又は村長

見積書(参考見積)

※モジュラー式、レディメイド式の場合

令和〇年〇月〇日

熊本市長 様**金額 ￥253,648**(株)〇〇製作所
代表取締役〇〇□□
熊本市東区△△〇〇
TEL: 096-000-0000氏名 熊本 太郎 様住所 熊本市中央区〇〇丁目△番□号車椅子 自走用 モジュラー式

品名	数量	単価	金額	備考
①基本価格 標準	1	17,900	17,900	6%加算
②製品名 ※カタログ価格記載	1	150,000	150,000	非課税
③滑り止めハンドリム ※メーカーオプション	1	18,000	18,000	非課税
④胸ベルト ※自社作製	1	4,350	4,350	6%加算
⑤クッション(カバー付き)モールド型 ※自社作製	1	56,500	56,500	6%加算
⑥クッション 滑り止め加工 ※自社作製	1	2,050	2,050	6%加算
非課税分			168,000	
6%加算分		小計	80,800	
		加算額	4,848	
		合計	253,648	
備考: 告示価格の合計245,678円がカタログ価格を算定した合計253,648円より安価 なため、告示価格を本見積書とする。				

【注意】

- ・モジュラー式及びレディメイド式はメーカーより本体価格が提示されていますので、告示価格との比較が必要になります。
- ・②、③は非課税であり損税が生じていないため、106/100を乗じることはできません。
- ・①の基本価格、④～⑥は仕入れに損税が生じているため、106/100を乗じて差支えないです。

(5) 電動車椅子

[1] 電動車椅子の基本的事項

- ① 電動車椅子に係る補装具費の支給は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、身体障がい者及び身体障がい児（以下「障がい者等」という。）の身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断する必要があります。
- ② 電動車椅子に係る補装具費の支給に際しては、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等について格段の指導を行ってください。

[2] 支給対象

学齡児以上であって、次のいずれかに該当する障害者・児とする。

- ① 重度の下肢機能障害等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者。
- ② 歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者。

※障害状況によっては担当医師の意見書が必要

[3] 使用者条件

次のいずれにも該当する障害者・児を条件とすること。

- ① 適性
日常生活において、視野、視力、聴力等に障害を有しない者又は障害を有するが、電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者。
- ② 知識
歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者。
- ③ 操作能力
ア及びイの全ての操作を円滑に実施できる者。

ただし、簡易形アシスト式の場合には、イの（エ）を除き不要であること。車椅子から電動車椅子に変更する場合、廃用による身体機能低下を防止する観点から原則として簡易形アシスト式とすること。

ア 基本操作	(ア) 操作ノブ等の操作 (イ) メインスイッチ・速度切替 (ウ) 発進・停止
イ 移動操作	(ア) 速度（低速・高速等）調節 (イ) 直進（直線・蒲鉾・片傾斜道路）走行 (ウ) S字・クランク走行 (エ) 坂道走行（特に下り坂での停止） (オ) 溝・段差乗越え走行 (カ) 旋回 (キ) 非常時の対応 (ク) その他移動に必要な動作

〔4〕 電動車椅子の名称に係る支給目安

(参考) 電動車椅子の名称に係る判定の目安について

平坦路における 車椅子自走の可否	日常生活(通勤又は通学を含む。)における坂道・悪路での車椅子自走の可否 ※ () は、電動車椅子簡易形(アシスト式)での自走の可否	➔	補装具費の支給を検討することとなる電動車椅子の名称及び区分
可	一部不可(可)		簡易形(アシスト式)
	不可(可)		簡易形(アシスト式) ※速度制御機能付に限る
	不可(不可)		簡易形(切替式)
不可	不可	標準形又は簡易形(切替式)	

※簡易形に係る補装具費の支給目的のひとつは、残存能力を活かすことにあるため、支給を受けた障がい者等が、個人の能力を最大限発揮できるよう効果的な使用方法について、本人及び家族等に対し周知を図ることが必要となります。

〔5〕 電動車椅子支給にあたっての留意事項

- ア 電動車椅子の判定は、原則、市区町村からの判定依頼を受けた後、来所にて対応します。申し込みの際は、以下の書類を事前に提出してください。
 - ①来所相談申込書
 - ②カタログ
 - ③参考見積書
 - ④その他(耐用年数内であれば写真等)
- イ 手帳の障害名で下肢又は体幹障害のみの場合等は、上肢障害の状況を確認後に判定します。その際は、手帳の見直しの検討をお願いする場合があります。
- ウ 電動車椅子の支給を希望される際、支給要件に該当しない状況(歩行能力が高い、車椅子自走が可能である、電動車椅子の操作が全く不可能など)で申請されるケースもありますので、十分説明をお願いします。
- エ 再支給申請の際、障がい状況に変化がなく同型機種(付属品含む)での対応が今後も可能であれば書類判定を実施しておりますので、市区町村や相談所に照会してください。
- オ 介護保険対象者への電動車椅子支給は、車椅子と同様の取扱いです。
- カ 療育手帳所持者等、認知面の確認(操作の理解、危険時や非常時の対応等)が必要と思われる場合は、来所時に心理判定員による面談が必要となります。十分な操作訓練はもちろん、認知面の状況についてもご確認いただき、安全面に支障がないかの検討をお願いします。
- キ 電動車椅子使用中の事故も見受けられます。いざという時の対応のため、申請者へ電動車椅子の保険等についても十分な説明をお願いします。

(6) 補聴器

★本人に合った機種が支給できるよう申請前に必ず試聴をしてください。

1 機種選定

(1) 高度難聴用・重度難聴用

現症聴力が◇90dB未満（聴覚障害4・6級相当）・・・高度難聴用
◇90dB以上（聴覚障害2・3級相当）・・・重度難聴用 が目安

試聴の結果、90dB未満（聴覚障害4・6級相当）の聴力でも、重度難聴用が必要な場合は、重度難聴用の処方を検討し、補装具費支給意見書・処方箋（以下「処方箋」という。）の『処方理由等』欄に理由の記載が必要です。

(2) 補聴器の種類

ポケット型及び耳かけ型が原則です。耳あな型については、ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要なものが対象となりますので、判定に装着状態等がわかる書類を求める場合があります。本人の希望というだけでは適応となりません。再支給の場合も同様です。

また、重度難聴用耳あな型は、基準の定義と一致しないため特例補装具となり、特例補装具費支給意見書（様式10）（以下「特例意見書」という。）が別途必要となります。

(3) 装用耳

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個です。

①左右のうち補聴器の効果が高い方（一般的に平均聴力レベル[dB]が小さい方、語音明瞭度[%]が高い方）を支給対象耳と考えます。聴力レベル[dB]が大きい方や語音明瞭度[%]が低い方へ処方をする場合には、処方箋の『処方理由等』に理由の記載が必要です。

②児については、療育上や教育上2個必要と判断します。者（18歳以上）については、教育上又は職業上等、特に必要と認められる場合に2個とすることができまので、障がい状況等の調査が必要となる場合があります。詳しくは個別にご相談ください。

2 事業者が提出する書類について

(1) 見積書

①機種名を記載し、処方どおりの機種（高度難聴用／重度難聴用）か確認を行ってください。試聴の結果から処方どおりでは適合しないという場合には、処方医に相談してください。

（イヤモールドの有無についても同様です。）

②装用耳を必ず記載してください。（「右重度難聴用耳かけ型」「右耳用」等）。試聴の結果や装用上の理由により、良聴耳と反対側に装用する場合は、処方箋の『処方理由等』に理由の記載が必要です。

③内容について問い合わせる場合がありますので、事業者名・支店名・担当者名・連絡先を必ず記載してください。

(2) カタログ・性能表

補聴器の基本構造は、JIS C 5512-2000、または、JIS C 5512-2015 のいずれかで定められた内容を満たすものです。基準に該当するか確認するために、選定した補聴器の JIS 規格に基づく性能表示があるカタログ等の写しを必ず添付してください（総合支援法対応機種を含む）。

3 その他

(1) 差額自己負担の取扱い

- ① 基本構造が同じであれば、本人が基準額との差額を自己負担することとして、機種の変更が可能です。
- ② 2の(1)(2)と併せて、「差額自己負担による機種変更説明書」及び差額分のカタログ・性能表を提出してください。この際、本人へは内容について十分に説明を行ってください。
- ③ 判定後に差額による機種変更を希望する場合は、製品検査時に「差額自己負担による機種変更説明書」及び差額分のカタログ・性能表を提出してください。

(2) デジタル式補聴器の調整

- ① デジタル補聴器で、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合、2,000円を加算することができます。
- ② 支給申請にあたって提出する見積書には、上記の者が調整を行う旨、明記することとし、当該者の言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定書又は認定補聴器技能者カードの写しを別途添付してください。また、引渡し時には支給券等と併せて「様式13」を市区町村へ提出してください。
- ③ 調整額には6.0%の加算はできません。なお、加算については、補聴器1台あたりの加算となります。また、修理申請時の調整額の加算はできません。

(3) 補聴援助システム（ワイヤレスマイク、受信機）

補聴援助システムは、カタログ等に価格が明記されているもので、カタログ等に記載の受信機の価格及びワイヤレスマイクの価格の合計が232,700円の範囲内のものに限ります。

なお、耳かけ型補聴器以外との併用は特例補装具となり、別途、特例意見書が必要です。

(4) 再支給

耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものです。補聴器の耐用年数は5年ですが、5年経過後も問題なく使用が可能な場合は、再支給の対象とはなりません。補聴器の状態を十分確認するようお願いいたします。なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、必要と認める補装具費を再支給することが可能です。

また、補聴器を修理に出したが修理不能又は修理の見積りが高額であったという場合には、その旨の書類（メーカーからの修理見積書など）を申請者に渡し市区町村窓口で再支給について相談するように勧めてください。

④<参考> 申請時の必要書類

○ 耳あな型

※ 基準・特例補装具で相談があった場合は、個別に相談のこと。

	対象	必要書類	備考
基準	身体障害者手帳 4 級、6 級の現症で、職業上や教育上、耳の形状等により真に必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・処方箋 ・見積書 ・カタログ(性能表)の写し [以下、必要に応じて] <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書等 ・耳介の状態等の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合状況と基本構造の確認が必要 ・別途、追加調査が必要な場合あり
特例補装具	身体障害者手帳 2 級、3 級相当の現症で、職業上や教育上、耳の形状等により真に必要と認められるもの	[基準の書類に加え] <ul style="list-style-type: none"> ・特例補装具費支給意見書(様式 1 0) 	
差額自己負担	デザイン性等を理由として、耳あな型を希望するもので、基準額との差額を本人が負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・処方箋 ・処方機種の見積書(基準) ・差額自己負担による機種変更説明書(様式 1 2) ・福祉基準のカタログ(性能表)の写し ・差額分のカタログ(性能表)の写し 	

○ 補聴援助システム

	対象	必要書類	備考
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・耳かけ型補聴器用 ・基準額内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・処方箋 ・見積書 ・カタログ(性能表)の写し [以下、必要に応じて] <ul style="list-style-type: none"> ・就学、就労証明書等 ・補聴システム実態調査票等 	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機 1 台、送信機 1 台が原則
特例補装具	<ul style="list-style-type: none"> ・耳かけ型以外の補聴器用 ・人工内耳用 ・基準額を超えるもの(真に必要な場合) 	[基準の書類に加え] <ul style="list-style-type: none"> ・特例補装具費支給意見書 [以下、必要に応じて] <ul style="list-style-type: none"> ・就学、就労証明書等 ・補聴システム実態調査票等 	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、追加調査が必要な場合あり

※ 者や就学前の児について相談があった場合は、個別に相談のこと。

補聴器差額自己負担による機種変更説明書

1 判定を受ける処方機種と見積額について

※該当するものに○を付けてください。表にない場合はその他欄に御記入ください。

※見積額を御記入ください。

該当に○	処 方 機 種	見 積 額
	高度難聴用ポケット型(イヤモードなし)	円
	高度難聴用ポケット型(イヤモードあり)	円
	重度難聴用ポケット型(イヤモードなし)	円
	重度難聴用ポケット型(イヤモードあり)	円
	高度難聴用耳かけ型(イヤモードなし)	円
	高度難聴用耳かけ型(イヤモードあり)	円
	重度難聴用耳かけ型(イヤモードなし)	円
	重度難聴用耳かけ型(イヤモードあり)	円
	その他[]	円

2 機種を変更しなかった場合の自己負担額について

原則、補装具費(見積額)の一割。

生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯は自己負担なし。

3 差額自己負担による機種変更を行った場合の修理について

修理申請の手続きをすることによって、判定を受けた上記処方機種1に対応する修理基準の費用が支給されます。

差額変更した場合、修理基準額を超えた分の費用や基準にない箇所の修理については自己負担となります。

年 月 日

上記内容について説明を行いました。

会社名() 担当者名()

上記内容について説明を受け、差額自己負担による機種変更を希望します。

氏名()

補聴器差額自己負担による機種変更説明書

1 判定を受ける処方機種と見積額について

※該当するものに○を付けてください。表にない場合はその他欄に御記入ください。
 ※見積額を御記入ください。

該当に○	処 方 機 種	見 積 額
	高度難聴用ポケット型(イヤモードなし)	円
	高度難聴用ポケット型(イヤモードあり)	円
	重度難聴用ポケット型(イヤモードなし)	円
	重度難聴用ポケット型(イヤモードあり)	円
	高度難聴用耳かけ型(イヤモードなし)	円
	高度難聴用耳かけ型(イヤモードあり)	円
	重度難聴用耳かけ型(イヤモードなし)	円
	重度難聴用耳かけ型(イヤモードあり)	円
	その他[]	円

2 機種を変更しなかった場合の自己負担額について

原則、補装具費(見積額)の一割。
 生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯は自己負担なし。

3 差額自己負担による機種変更を行った場合の修理について

修理申請の手続きをすることによって、判定を受けた上記処方機種1に対応する修理基準の費用が支給されます。
 差額変更した場合、修理基準額を超えた分の費用や基準にない箇所の修理については自己負担となります。

対象者名 ()

年 月 日

上記内容について説明を行いました。

事業者名 () 担当者名 ()

上記内容について説明を受け、差額自己負担による機種変更を希望します。

氏名〔自署〕 () 続柄 ()

デジタル補聴器の装用に関し専門知識、技術を有する者の証明

_____ 氏の補装具費支給申請（補聴器）について、
以下の者がデジタル補聴器の調整を行なったことを証明します。

年 月 日

（補装具業者及び代表者名）

調整を行なった者

氏 名 _____（言語聴覚士・認定補聴器技能者）

※調整を行なった者が申請時と異なる場合は下記に証明できるものを添付
（言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定書又は認定補聴器技能者カードの写し）

※貼付欄

(7) 人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理）

1 支給対象者

聴覚障害者（児）で、人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳用音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者になります。

2 対象機器

①対象

人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）の修理のみ

②対象外

ア 人工内耳用インプラント

イ 人工内耳用ヘッドセット（マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等）

ウ 人工内耳用音声信号処理装置の電池

※新機種を使用したい等、本人の選好による機器の交換は対象外です。

※人工内耳用材料が破損した場合等の交換は医療保険給付の対象になります。

3 支給の留意点

支給決定に当たっては、当該人工内耳用音声信号処理装置について、申請に必要な項目を確認します。

- ・補装具事業者が定める保証期間を経過していること
- ・補装具事業者が修理可能と判断していること
- ・申請者が、人工内耳用音声信号処理装置の修理を対象にした任意保険に加入していないこと

※申請時に医師が作成した『補装具費支給意見書・処方箋（人工内耳用音声信号処理装置の修理）兼確認票（様式14）』の添付が必要です。

4 その他

・補装具の修理に係る費用の額の基準は、人工内耳が身体障害者用物品ではないため、課税扱いとなり、別表の規定による価格の100分の110に相当する額になります。

・修理の必要がある場合は、他制度による適用の有無を確認した上で、補装具事業者（人工内耳メーカー）が定める保証期間や任意保険加入の有無について、補装具事業者（人工内耳メーカー）や本人に聴取・確認等を行い、それらで対応が可能な場合は優先的に活用してください。

補装具費支給意見書・処方箋(人工内耳用音声信号処理装置の修理)兼確認票

氏名		生年 月日	MTSHR	年 月 日	歳
住所					
障害名	原因疾病名(難病等)に該当(<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない)				
	(種 級)				
障害・疾患等の状況					
人工内耳		手術日	医療機関名	メーカー	機種名
	右	年 月 日			
	左	年 月 日			
修理対象耳	右・左・両	使用効果見込み			

上記のとおり意見、処方する。

【人工内耳音声信号処理装置 確認内容】

障害者総合支援法による補装具費支給にあたり、下記の内容について、確認しました。

【確認項目】

以下に該当する場合は口に✓を入れてください

- 該当の人工内耳音声信号処理装置はメーカーの保証期間外となっている。
- 人工内耳音声信号処理装置の交換では無く、修理が必要である。
- 人工内耳メーカーと提携する任意保険(動産保険)に加入していない。

年 月 日

所在地

医療機関名

診療担当科

作成医師氏名
(自署又は記名押印)

(8) 眼鏡

1 支給対象者

視覚障害者（児）等のうち、目の保護のために必要とする者もしくは矯正眼鏡等を使用することにより視力の向上が見込まれる者。

(1) 矯正用〔対象：視力障害〕

視力障害の矯正用として給付されるもの。下記(2)の要件を満たし遮光用としての機能が必要な場合は追加も可能。

※ 視野障害のみによる身体障害者手帳（以下手帳という。）所持者では支給対象となりません。

(2) 遮光用〔対象：視覚障害（視力障害・視野障害いずれも可）〕

以下の要件を満たす者

- ① 羞明を来していること
- ② 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと
- ③ 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定・処方であること

※ 処方箋の『障がい・疾患等の状況』の欄に、上記①②③について記載がされているかの確認をすること。

※ 視野障害による手帳所持者で、矯正機能を入れることにより差額が生じる場合には自己負担となります。また、乱視加算についても同様です。

(3) 弱視用〔対象：視力障害〕

矯正用・コンタクトレンズを使用しても矯正ができない場合に、物体を拡大して見る必要のある者が対象となります。掛けめがね式（主に近用）と焦点調整式（主に遠用）があります。高倍率（3倍率以上）の主鏡は職業上又は教育上必要な者が対象となります。

2 留意点

(1) 補装具費支給意見書・処方箋（以下「処方箋」という。）の現症矯正視力が手帳交付診断基準に満たない場合は、手帳所持者であっても矯正眼鏡の支給はできません。手帳取得後に手術などにより視力が回復するケースもあり、現症矯正視力の確認が必要です。

(2) 障がい状況の変化に伴う、耐用年数内の矯正度数の変更を理由とする修理及び再支給は、原則、視力障害で手帳を取得している者のみ認められます。処方箋等にその旨が確認できる内容の記載が必要です。

(3) 原則、同種目の眼鏡の2具支給（遠用・近用等）は、職業又は教育上等特に必要と認めた場合に支給対象となることがあるため、障害状況等の調査が必要になることがあります。

- (4) 義眼・遮光用・弱視用は、基準価格に 6.0%の加算が可能です。矯正用・コンタクトレンズは基準価格に 10%を加算することができます。
- (5) 現在所持しているフレームをそのまま使用したい場合は、修理価格表のレンズのみ（レンズ 1 枚の価格で表示）で見積りを作成してください。
- (6) 矯正用に遮光用の機能が必要な場合は、一律 31,200 円が上限額です。
- (7) 遮光用の基本構造には、前掛式（購入基準価格 22,400 円）と掛けめがね式（購入基準価格 31,200 円）があります。
- (8) 視力障害で手帳を取得している者の矯正用及び遮光矯正用の申請で、乱視矯正が必要な場合、乱視分の加算が可能です。その際は、片眼、両眼にかかわらず 4,350 円増しとなります。
- (9) 耐用年数は、義眼 2 年、眼鏡 4 年です。

(9) 重度障害者用意思伝達装置

1 支給対象者

重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。

難病等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。

※重度障害者用意思伝達装置は、意思を伝達する手段が困難な者に対して、それを補完・代償するものであり、適切な給付の時期や、機器・スイッチの選択等、医学的判定に基づく支給が必要です。進行性の疾患の場合、障がい状況の変化が想定されるため、導入時期やスイッチ交換の時期など関係者と十分検討を行ってください。

2 申請書類

- ① 補装具費支給意見書・処方箋（以下「処方箋」という。）
- ② 重度障害者用意思伝達装置申請に基づく意見書
- ③ 見積書
- ④ カタログ
- ⑤ その他必要書類（専用機器証明書など）

- (1) 身体障がい者・児の身体状況については、原則として身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の所持が必要です。ただし、両上下肢機能障害で現在は「全廃」であっても、手帳は「著しい障害」の記載の場合、現在の状態を医師が確認することで判断を行います。
- (2) 音声・言語機能障害の手帳を所持していなくても、人工呼吸器を常時装着している場合や気管切開を行っている場合には、それにより現在どのような状態にあるかで判断を行います。
- (3) 重度障害者用意思伝達装置申請に基づく意見書には、申請機種について試用状況の記載が必要です。申請前に十分に試用を行い、本人やご家族、医療機関と検討のうえ申請してください。

3 判定の流れ

- (1) **熊本市**の場合（詳細は別表1参照）

原則、相談所職員による訪問調査を行います。支給決定後には、処方医師による適合判定と同医師による処方箋への自署又は記名押印が必要です。また、製品検査は相談所職員が使用場所へ訪問し、使用状況を確認します。

[協力依頼内容]

訪問調査時のデモ機の準備、関係者の日程調整や相談所への連絡

(2) 熊本市以外の市町村の場合（詳細は別表2参照）

原則、動画判定（動画での操作状況確認）を行います。

訪問による判定を基本としていましたが、適正及び速やかな支給につながるために、令和5年10月1日より、原則、動画による判定となりました。

判定依頼時には、本人の姿勢、本体・スイッチの設置状況、入力画面、スイッチの操作状況がはっきりとわかる様子を撮影した動画の提出が必要です。

支給決定後には、市町村職員による適合状況及び使用状況の確認があり、市町村の適合報告書（写真添付）により、相談所で適合判定・製品検査を行います。

[協力依頼内容] 動画撮影時のデモ機の準備、必要に応じて撮影

4 その他

(1) プリンタについて

申請者等にプリンタの必要性の有無について聞き取り、必要「無」の場合、本体価格から15,000円減額してください。

(2) 「意思伝達装置の機能を有するソフトウェア」を搭載したパソコンの申請
パソコンをベースとして「オペレートナビ」等のソフトウェアを組み合わせた（インストールした）意思伝達装置に該当する内容の申請では、「**重度障害者用意思伝達装置**」導入ガイドライン平成30-令和元年度改訂版（以下、「ガイドライン」という）に示された「専用機器」としての要件を満たす対応ができること、パソコン本体は、推奨動作環境モデルパソコンと同等の性能のものであることを満たす場合、パソコンも支給対象と認められる場合もあります。

上記機器の申請の場合には、専用機器証明書の提出が必要です。申請の際には、パソコン本体の性能が分かる仕様書を添付してください。

(3) 「専用機器」の考え方について（ガイドラインより）

「パソコンをベースとした意思伝達装置」の場合、以下の要件を満たす製品を「専用機器」と見なします。

- ・本体の電源を投入した際に、自動的に「意思伝達装置の機能を有するソフトウェア」が起動し、終了時に、システム電源を終了できること。
- ・「パソコンを主要なハードウェアとしてソフトウェアを組み込んだ機器」であっても、あくまでも「専用機器」であるので、補装具事業者が、ソフトウェアおよびハードウェアの両者を含んだ機器全体のシステムとして修理対応する等の責務を負うこと。

(4) 修理

原則、相談所での判定となりますが、軽微な修理（支給時と同じ部品の交換もしくは原状回復と認められる基準額内の修理）については、相談所の判定を省略し市区町村の判断で決定を行うことが可能です。その際、処方箋は不要となります。

(5) 特例補装具

基準にない重度障害者用意思伝達装置は特例補装具となり、個別の対応となります。基準にない機器の相談があった場合は試用前に相談所へ連絡してください。

【熊本市】 重度障害者用意思伝達装置 判定の流れ

申請・判定の流れ	備考
<p>① デモ機試用による機種を選定、必要書類（意見書・処方箋、見積書など）の作成【本人・家族・医療機関・事業者担当者】</p> <p>② 区役所へ補装具費支給申請【本人→区役所】</p> <p>③ 区役所からの判定依頼【区役所→相談所】</p> <p>④ 判定依頼受付、事前訪問調査日程調整依頼【相談所→事業者】</p> <p>⑤ 訪問調査 【本人・家族・医療機関・事業者・相談所】</p> <p>⑥ 判定、判定書送付【相談所→区役所】</p> <p>⑦ 決定、決定通知【区役所→本人・事業者】</p> <p>⑧ 適合判定【本人・医療機関・事業者】</p> <p>⑨ 製品検査依頼【事業者→相談所】</p> <p>⑩ 製品検査 【本人・家族・医療機関・事業者・相談所担当職員】</p>	<p>◎必要書類 「意見書・処方箋」、「申請に基づく意見書」、「見積書」、「カタログコピー」、「(専用機器証明書)」</p> <p>◎関係者へ連絡をとり日程調整をお願いします。</p> <p>◎デモ機の試用状況の確認を行いますので、デモ機の準備をお願いします。</p> <p>◎「意見書・処方箋」は相談所から事業者へ送付。 ◎処方医による適合判定をお願いします（「意見書・処方箋」へのサインまたは押印）。</p> <p>※入院・入所中の者など、適合判定と製品検査が同日に実施できる場合には、決定通知受領後に日程調整をして相談所担当職員へ連絡してください。</p> <p>◎必要書類 「製品検査者名簿」、「意見書・処方箋」（適合判定済のもの）</p>

【熊本県】 重度障害者用意思伝達装置 判定の流れ

判定の流れ	備考
① デモ機試用による機種選定 〔本人・家族・医療機関・事業者担当〕	希望機種が決定した際には、操作状況や入力内容が分かる動画撮影を行う。
② 市町村へ補装具費支給申請 〔本人→市町村〕	※動画は設置状況（入力装置の設置、全身の姿勢）、入力状況（名前等を入力している時の画面）が分かるように撮影をお願いします。
③ 市町村担当による事前調査 〔市町村〕	◎ 必要書類等 「様式 14-1」、「様式 14-2」、「見積書」、「カタログコピー」、「動画」
④ 市町村から判定依頼 〔市町村→更生相談所〕	事前調査書を基に聞き取りを行う。
⑤ 判定依頼書受付 〔更生相談所〕	◎ 必要書類等 申請時に受け付けた書類等一式＋「事前調査書」
⑥ 判定依頼書受付 〔更生相談所〕	書類内容及び操作状況確認。必要に応じ追加調査依頼。操作確認書を作成。
⑦ 更生相談所による医学的判定、判定書送付 〔更生相談所→市町村〕	
⑧ 市町村による決定、決定通知送付 〔市町村→本人・事業者〕	
⑨ 適合状況及び使用状況確認（仮納品） 〔事業者・市町村〕	事業者は見積書通りの製品を仮納品。
⑩ 適合報告書送付 〔市町村→更生相談所〕	市町村は設置状況や操作状況の確認後、適合報告書を作成。
⑪ 適合報告書送付 〔市町村→更生相談所〕	◎ 必要書類 「適合報告書」、「写真（設置状況・スイッチ等の取り付け状況が分かるもの）」
⑫ 更生相談所による適合判定及び製品検査	適合報告書及び写真を確認のうえ、適合判定及び製品検査実施

4. 借受け（県・市共通）

〔1〕借受けについて

補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入が原則です。しかし、利用者のニーズの高まりに伴い個々の状態に応じて適切な支給が行われるよう「購入」「修理」に加え「借受け」も補装具費支給の対象となります。

〔2〕借受けの対象となる種目

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体 ※スイッチ等の付属品は購入
- ③ 歩行器
- ④ 車載用姿勢保持装置

注意：対象となる種目は「特例補装具」を除きます。

〔3〕借受けが適当と思われるケース

- ・身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ・障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ・補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

〔4〕借受けの期間：原則1年

※ただし、市町村及び更生相談所が必要と判断すれば、概ね1年ごとに再度判定、支給決定を行うことにより最長3年程度とすることができ
ます。

〔5〕借受け費の支給決定

借受けに係る補装具費は、借受け期間中は毎月支給。借受け期間が終了するにあたっては、改めて更生相談所等において、購入が可能か、借受けを継続するかの必要性を判断することになるため、再度、判定及び支給決定の手続きを行います。

〔6〕注意事項

- ・相談所が判定の際に複数の完成用部品についての比較検討を必要とする処方を行った際は借受けに該当しますが、処方前に行った各種部品の比較検討は借受けの対象とはなりません。
- ・申請時に「購入」を希望していても「借受け」となる場合や逆のケースも想定されますので、「借受け」の対応が可能か事前に検討してください。

5. 難病患者等における補装具取扱い

平成 25 年 4 月 1 日に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）において、障がい者及び障がい児の範囲に難病患者等が加わったことに伴い、難病患者等の補装具費支給については次のように取り扱っています。

1 対象者

対象疾患一覧のとおり（50 ページ以降参照）

2 対象補装具

身体障がい者（児）に支給するものと同等のもの

3 基準額

身体障がい者（児）の基準額と同額

4 補装具費支給意見書・処方箋作成医師

- ・身体障害者福祉法第 15 条指定医師
- ・難病法第 6 条第 1 項に基づく指定医

5 申請に必要なもの

ア) 身体障害者更生相談所に判定依頼が必要なもの

- ① 申請書
- ② 補装具費支給意見書・処方箋
- ③ 見積書
- ④ その他必要資料
- ※ 身体障がい者（児）の申請方法と同様

イ) 熊本市以外の市町村で判定が可能なもの

各市町村担当窓口へお問い合わせください。

ウ) 区役所で判定が可能なもの

- ① 申請書
- ② 補装具費支給意見書（難病患者等）（様式 15 参照）
（疾患名とそれが原因で補装具が必要となる理由の記載）
- ③ 見積書
- ④ その他必要書類
- ※ ②の意見書は指定様式以外でも可。
意見書の中に疾患名が記載していない場合は特定疾患医療受給者証の写しで確認。

6 支給決定について

身体障がい者（児）の支給決定方法と同様

補 装 具 費 支 給 意 見 書

氏名	年 月 日生 (歳)	
障害名及び原因となった疾病・外傷名 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める疾病（難病等）に該当（ <input type="checkbox"/> する・ <input type="checkbox"/> しない）		
障害・疾患等の状況 （注：下記補装具を必要と認める理由が明確となるよう記載する。難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動等についても記載し、迅速な手続きが必要な場合は、迅速手続きが必要な理由についても記載する。）	進行性疾患： <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 支給決定手続： <input type="checkbox"/> 迅速 <input type="checkbox"/> 一般	
必要と認める補装具	補装具の種目、名称	
	処 方	
	使用効果見込み	
上記のとおり意見する 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 病院又は診療所名 所 在 地 診療担当科名 作成医師氏名 </div>		

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※新たに対象となる疾病（7疾病） △表記が変更された疾病（2疾病）
 ○障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	
1	アイカルディ症候群	48	オスラー病	
2	アイザックス症候群	49	カーニー複合	
3	IgA腎症	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	
4	IgG4関連疾患	51	潰瘍性大腸炎	
5	亜急性硬化性全脳炎	52	下垂体前葉機能低下症	
6	アジソン病	53	家族性地中海熱	
7	アッシャー症候群	54	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）※	
8	アトピー性脊髄炎	55	家族性良性慢性天泡瘡	
9	アペール症候群	56	カナバン病	
10	アミロイドーシス	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アネ症候群	
11	アラジール症候群	58	歌舞伎症候群	
12	アルポート症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
13	アレキサンダー病	60	カルニチン回路異常症	
14	アンジェルマン症候群	61	加齢黄斑変性 ○	
15	アントレー・ビクスラー症候群	62	肝型糖原病	
16	イソ吉草酸血症	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	
17	一次性ネフローゼ症候群	64	環状20番染色体症候群	
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	65	関節リウマチ	
19	1p36欠失症候群	66	完全大血管転位症	
20	遺伝性自己炎症疾患	67	眼皮膚白皮症	
21	遺伝性ジストニア	68	偽性副甲状腺機能低下症	
22	遺伝性周期性四肢麻痺	69	ギャロウェイ・モフト症候群	
23	遺伝性膵炎	70	急性壊死性脳症 ○	
24	遺伝性鉄芽球性貧血	71	急性網膜壊死 ○	
25	ウィーバー症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	
26	ウィリアムズ症候群	73	急速進行性糸球体腎炎	
27	ウィルソン病	74	強直性脊椎炎	
28	ウエスト症候群	75	巨細胞性動脈炎	
29	ウェルナー症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	
30	ウォルフラム症候群	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	
31	ウルリッヒ病	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
32	HTRA1関連脳小血管病	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	
33	HTLV-1関連脊髄症	80	筋萎縮性側索硬化症	
34	ATR-X症候群	81	筋型糖原病	
35	ADH分泌異常症	82	筋ジストロフィー	
36	エーラス・ダンロス症候群	83	クッシング病	
37	エプスタイン症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群	
38	エプスタイン病	85	クリッパルト・トレネー・ウェーバー症候群	
39	エマヌエル症候群	86	クルーゾン症候群	
40	MECP2重複症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症	
41	LMNB1関連大脳白質脳症	※	88	グルタル酸血症1型
42	遠位型ミオパチー		89	グルタル酸血症2型
43	円錐角膜	○	90	クロウ・深瀬症候群
44	黄色靭帯骨化症		91	クローン病
45	黄斑ジストロフィー		92	クローンカイト・カナダ症候群
46	大田原症候群		93	痙攣重責型（二相性）急性脳症
47	オクシピタル・ホーン症候群		94	結節性硬化症

95	結節性多発動脈炎	147	自己免疫性溶血性貧血
96	血栓性血小板減少性紫斑病	148	四肢形成不全 ○
97	限局性皮膚異形成	149	シトステロール血症
98	原発性肝外門脈閉塞症 ※	150	シトリン欠損症
99	原発性局所多汗症 ○	151	紫斑病性腎炎
100	原発性硬化性胆管炎	152	脂肪萎縮症
101	原発性高脂血症	153	若年性特発性関節炎
102	原発性側索硬化症	154	若年性肺気腫
103	原発性胆汁性胆管炎	155	シャルコー・マリー・トゥース病
104	原発性免疫不全症候群	156	重症筋無力症
105	顕微鏡的大腸炎 ○	157	修正大血管転位症
106	顕微鏡的多発血管炎	158	出血性線溶異常症 ※
107	高IgD症候群	159	ジュベール症候群関連疾患
108	好酸球性消化管疾患	160	シュワルツ・ヤンペル症候群
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	161	神経細胞移動異常症
110	好酸球性副鼻腔炎	162	神経軸索スワロイト [®] 形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
111	抗糸球体基底膜腎炎	163	神経線維腫症
112	後縦靭帯骨化症	164	神経有棘赤血球症
113	甲状腺ホルモン不応症	165	進行性核上性麻痺
114	拘束型心筋症	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
115	高チロシン血症1型	167	進行性骨化性線維異形成症
116	高チロシン血症2型	168	進行性多巣性白質脳症
117	高チロシン血症3型	169	進行性白質脳症
118	後天性赤芽球癆	170	進行性ミオクローヌスてんかん
119	広範脊柱管狭窄症	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
121	抗リン脂質抗体症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	174	スタージ・ウェーバー症候群
123	コケイン症候群	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
124	コステロ症候群	176	スミス・マギニス症候群
125	骨形成不全症	177	スモン ○
126	骨髄異形成症候群 ○	178	脆弱×症候群
127	骨髄線維症 ○	179	脆弱×症候群関連疾患
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	180	成人発症ステル病
129	5p欠失症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
130	コフィン・シリス症候群	182	脊髄空洞症
131	コフィン・ローリー症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
132	混合性結合組織病	184	脊髄髄膜瘤
133	鰓耳腎症候群	185	脊髄性萎縮症
134	再生不良性貧血	186	セプアプテリン還元酵素(SR)欠損症
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	187	前眼部形成異常
136	再発性多発軟骨炎	188	全身性エリテマトーデス
137	左心低形成症候群	189	全身性強皮症
138	サルコイドーシス	190	先天異常症候群
139	三尖弁閉鎖症	191	先天性横隔膜ヘルニア
140	三頭酸素欠損症	192	先天性核上性球麻痺
141	CFC症候群	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
142	シェーグレン症候群	194	先天性魚鱗癬
143	色素性乾皮症	195	先天性筋無力症候群
144	自己貧食空胞性ミオパチー	196	先天性グリコシルセラミドβグルコシダーゼ(GPI)欠損症
145	自己免疫性肝炎	197	先天性三尖弁狭窄症
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	198	先天性腎性尿崩症

199	先天性赤血球形成異常性貧血	251	特発性門脈圧亢進症
200	先天性僧帽弁狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
201	先天性大脳白質形成不全症	253	突発性難聴 ○
202	先天性肺動脈狭窄症	254	ドラベ症候群
203	先天性風疹症候群 ○	255	中條・西村症候群
204	先天性副腎低形成症	256	那須・ハコラ病
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	257	軟骨無形症
206	先天性ミオパチー	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
207	先天性無痛無汗症	259	22q11.2欠失症候群
208	先天性葉酸吸収不全	260	乳児発症 STING 関連血管炎 ※
209	前頭側頭葉変性症	261	乳幼児肝巨大血管腫
210	綿毛機能不全症候群(カクガナ(Kartagener)症候群を含む。)※	262	尿素サイクル異常症
211	早期ミオクロニー脳症	263	ヌーナン症候群
212	総動脈幹遺残症	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B 関連腎症
213	総排泄腔遺残	265	ネフロン癆
214	総排泄腔外反症	266	脳クレアチン欠乏症候群
215	ソトス症候群	267	脳髄黄色腫症
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	268	脳内鉄沈着神経変性症
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	269	脳表ヘモジデリン沈着症
218	大脳皮質基底核変性症	270	膿疱性乾癬
219	大理石骨病	271	嚢胞性線維症
220	ダウン症候群 ○	272	パーキンソン病
221	高安動脈炎	273	バージャー病
222	多系統萎縮症	274	肺動脈閉塞症/肺毛細血管腫症
223	タナトフォリック骨異形成症	275	肺動脈性肺高血圧症
224	多発血管炎性肉芽腫症	276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
225	多発硬化症/視神経脊髄炎	277	肺胞低換気症候群
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
227	多発性嚢胞腎	279	バッド・キアリ症候群
228	多脾症候群	280	ハンチントン病
229	タンジール病	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
230	単心室症	282	P CDH19 関連症候群
231	弾性繊維性仮性黄色腫	283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
232	短腸症候群 ○	284	非ケトーシス型高グリシン血症
233	胆道閉鎖症	285	肥厚性皮膚骨膜炎
234	遅発性内リンパ水腫	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
235	チャージ症候群	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	288	肥大型心筋症
237	中毒性表皮壊死症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
238	腸管神経節細胞減少症	290	ビタミンB依存性くる病/骨軟化症
239	TRPV4 異常症	291	ビタミンB抵抗性くる病/骨軟化症
240	T S H 分泌亢進症	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
241	T N F 受容体関連周期性症候群	293	非典型溶血性尿毒症症候群
242	低ホスファターゼ症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
243	天疱瘡	295	皮膚筋炎/多発性筋炎
244	特発性拡張型心筋症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
245	特発性間質性肺炎	297	肥満低換気症候群 ○
246	特発性基底核石灰化症	298	表皮水疱症
247	特発性血栓症(遺伝性血栓性要因によるものに限る。)	299	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
248	特発性後天性全身性無汗症	300	V A T E R 症候群
249	特発性大腿骨頭壊死症	301	ファイファー症候群
250	特発性多中心性キャスルマン病	302	ファロー四徴症

303	ファンコニ貧血	346	メチルマロン酸血症
304	封入体筋炎	347	メビウス症候群
305	フェニルケトン尿症	348	免疫性血小板減少症 △
306	フォンタン術後症候群 ○	349	メンケス病
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	350	網膜色素変性症
308	副甲状腺機能低下症	351	もやもや病
309	副腎白質ジストロフィー	352	モワット・ウイルソン症候群
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	353	薬剤性過敏症症候群 ○
311	ブラウ症候群	354	ヤング・シンプソン症候群
312	プラダー・ウィリ症候群	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
313	プリオン病	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
314	プロピオン酸血症	357	4 p 欠失症候群
315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	358	ライソゾーム病
316	閉塞性細気管支炎	359	ラスムッセン脳炎
317	β -ケトチオラーゼ欠損症	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
318	ベーチェット病	361	ランドウ・クレフナー症候群
319	ベスレムミオパチー	362	リジン尿性蛋白不耐症
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○	364	両大血管右室起始症
322	ペリー病 △	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	366	リンパ脈管筋腫症
324	ペルシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
325	片側巨脳症	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	369	レーベル遺伝性視神経症
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	370	レチノイルコリン・コリン・アセチルコリン・トランスフェラーゼ欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
329	ホモシチン尿症	372	レット症候群
330	ポルフィリン症	373	レノックス・ガストー症候群
331	マリネスコ・シェーグレン症候群	374	ロウ症候群 ※
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △	375	ロスムンド・トムソン症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
335	慢性再発性多発性骨髄炎		
336	慢性膵炎 ○		
337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
338	ミオクロニー欠伸てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無脾症候群		
343	無 β リボタンパク血症		
344	メープルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		

(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。
各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ (<http://www.nanbyou.or.jp/>) 等を参照してください。

6. ホームページでのアクセス方法

(1) 各種様式、補装具費支給意見書・処方箋等の入手方法

(熊本市の場合)

- ① 熊本市ホームページ
- ↓
- ② 各種相談
- ↓
- ③ 高齢・障がい・福祉
- ↓
- ④ 障がい
- ↓
- ⑤ 補装具
補装具各種様式の項目



ヒント

検索サイトで

検索結果の一番上にヒットします。

(熊本市以外の場合)

- ① 熊本県ホームページ
- ↓
- ② 検索キーワード『補装具』と入力
- ↓
- ③ 「補装具各種様式」に掲載

(2) 身体障害者福祉法 15 条指定医師の確認方法

(熊本市の場合)

熊本市ホームページ



- ① (分類から探す)
健康・医療・福祉



- ② 福祉



- ③ 障がい者(児)福祉



- ④ 障がい者手帳

- ⑤ 身体障害者手帳

指定医師関連の項目



ヒント

検索サイトで

熊本市 身障手帳

検索



検索結果の一番上にヒットします。

(熊本市以外の場合)

- ① 熊本県ホームページ



- ② 検索キーワード『身体障害者手帳』と入力



- ③ 「身体障害者手帳交付申請について」



- ④ 「2 指定医師関連」

「指定医師名簿(熊本市以外) R8.5.1」に掲載